

地域商店街活性化法をご活用ください

～ 認定申請はいつでも行うことができます ～



地域商店街活性化法（「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」）が施行されました。商店街の組合が、地域住民のニーズに応じて行う商店街活性化の取組を、各ブロックの経済産業局で認定し、補助金、無利子融資、税制などにより手厚く支援します。

〈支援対象となる商店街活性化の取組例〉

- * 宅配、買い物サポート、地域イベント、ブランド開発
- * 地域交流施設、子育て支援施設、産直店舗、植物工場
- * 共同店舗、新規起業者向けチャレンジショップ
- * アーケード、広場、街路整備

※認定申請は随時受け付けています（募集期間の限定はありません）。また、申請から認定まで、最大で2ヶ月程度かかることもございます。お早めにご相談ください。

認定申請先・お問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁 商業課（問い合わせのみ）	電話：03-3501-1929
北海道経済産業局 流通産業課 商業振興室	電話：011-738-3236
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	電話：022-221-4914
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	電話：048-600-0318
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	電話：052-951-0597
近畿経済産業局 流通・サービス産業課	電話：06-6966-6025
中国経済産業局 流通・サービス産業課	電話：082-224-5655
四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課	電話：087-811-8524
九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	電話：092-482-5456
沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	電話：098-866-1731

最新情報のご案内

最新情報については、ホームページ及び携帯サイトで随時お知らせしていますので、ご覧ください。

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html>

モバイル中小企業庁（携帯サイト）

<http://chusho.mimk.jp/>
QRコードからもアクセスできます。

